

やまなし女性の起業応援事業 業務委託仕様書

1 事業の目的等

(1) 事業の目的

女性の起業ニーズが高い個人向けサービス*やソーシャルビジネスなどの分野で起業を志す女性を対象に、起業経験者との交流の場や経営に必要な知識を習得する機会などを提供する起業支援プログラムを実施することで、山梨県内における女性の起業を促進する。

また、起業支援に併せて、新たに起業予定地の市町村や地域の支援機関とのマッチング、地域で既に起業している女性（以下「先輩女性起業家」という。）とのネットワーク作りの機会を設けることにより、切れ目のない継続的な支援体制を構築する。

※ 個人向けサービス（中小企業白書より）

ここでは、日本標準産業分類における「宿泊業」、「飲食店」、「洗濯・理容・美容・浴場業」、「その他の生活関連サービス業」、「その他の教育、学習支援業」などの業種をいう。

(2) 事業のスケジュール・実施期間

業務委託期間は契約締結日から令和5年2月28日までとし、起業支援プログラム開催日時は企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。

2 委託業務の内容

(1) 地域担い手・ハブ役となるキーマンの発掘と巻き込み

県が実施した女性起業支援事業において支援してきた女性起業家に対し、ヒアリングや訪問を行うことで、県内各地に女性起業家支援体制の構築やその活動の継続・定着を図っていくとともに、中心的な役割を担うことのできる人や団体の候補（以下「キーマン」という。）を発掘し、以下の起業支援プログラムへの参加を働きかけること。

(2) 支援機関担当者を対象とした事前の情報共有と方向性の確認

市町村・商工会等の創業支援機関、金融機関等の支援機関の担当者（以下「支援機関担当者」という。）及び、キーマンを対象とした女性起業支援における「①方針」、「②ノウハウ」、「③大切にすべき価値観」等の支援の考え方を事前に共有し、本事業の方向性の確認を行うこと。

(3) 参加者募集

次の起業支援プログラム実施のため、経済産業省が分類（※）している起業準備フェーズの「フェーズ0，1」の段階にある県内女性を募集するほか、支援機関担当者に対し参加を働きかける。

なお、実施地域については、県内の2圏域（国中地域及び郡内地域）を基本とし、それぞれ実施すること。

※出典：経済産業省「平成30年度女性企業家等支援ネットワーク構築事業 活動報告書」

(4) 起業支援プログラムの実施

起業支援プログラムは、次の「オ」の内容に留意のうえ、「ア」から「エ」を含む内容とする。

ア 講座

参加者に対して起業を成功させるために有効な気づきや情報を提供するため、次の内容を含む講座を実施する。

- ・ 個人向けサービスやソーシャルビジネスなどの分野で起業をするにあたっての基本的な考え方
- ・ マーケティングや財務管理などの経営ノウハウ

イ 女性起業家と起業を志す女性との交流機会

起業にあたって有効なネットワークを構築する機会を提供するため、先輩女性起業家を含むプログラム参加者同士の交流機会を作る。

ウ 現地見学会

起業を成功させるために有効な情報を体験的に得る機会を提供するため、県内の先進的な事業活動の見学会を実施する。この際、受入先事業者と参加者との交流機会も作る。

エ 相談会

起業に向けた課題の解決や起業を志す女性のネットワーク構築を図るため、相談会を実施する。

オ 起業支援プログラム実施時の留意点

- ・ 託児のためのスペースの設置や、開催回数や時間の工夫など、育児を担う人にも参加しやすいプログラムとすること。
- ・ オンラインの活用など、新型コロナウイルスの感染防止に対応した企画とすること。
- ・ 受託事業者はプログラム実施にあたり万一の事故等に備え、必要な損害賠償保険等へ加入すること。
- ・ 本事業の効果的かつ円滑な運営に必要な各種の業務を実施すること。
- ・ 2（3）の実施地域すべてにおいて、起業支援プログラムのア～エの内容を実施することを求めるものではなく、起業を支援する上で必要な回数や理由を示した上で、複数地域をまとめて1カ所での起業支援プログラムを実施するなどの対応は可能とする。

(5) 切れ目のない継続的な支援体制の構築

本支援事業を通じて、それぞれの地域において「女性起業家」「キーマン」「支援機関担当者」の3者のネットワークを構築することにより、継続性のある切れ目のない支援体制の構築を目指す。

3 県への実施報告

受託事業者は、委託業務完了後速やかに、事業完了報告書（様式1）を県に提出する。

なお、受託事業者は、プログラム参加者に対し、プログラムの満足度や支援ニーズなどに関してアンケート等による調査を行うとともに、その結果を報告書とあわせて県へ提出する。

4 委託事業の一般原則

- ・ プログラム参加者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことなどのないよう、情報の取扱いに万全の注意を払うものとする。
- ・ 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・ 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・ 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は山梨県と協議の上、決定する。

5 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、山梨県と受託者で協議の上、業務を遂行する。

(様式1)

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地
会社名
代表者氏名

やまなし女性の起業応援事業完了報告書

「やまなし女性の起業応援事業 業務委託仕様書」に基づき、次のとおり報告します。

1 委託事業実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

2 委託業務の実績 (別添資料とすることも可)

※ 以下の(1)～(6)を参考に必要な項目を記載

- (1) キーマンの発掘と巻き込みの活動内容
- (2) 事前の支援体制構築の実施状況
- (3) プログラム実施日時
- (4) プログラム参加者募集の実施状況 (媒体・実施期間等)
- (5) プログラム実施状況

※ 講座、交流機会、現地見学会、相談会それぞれについて、招聘講師、見学先事業者、キーマン、参加者一覧、支援機関担当者、実施内容などを記載 (実施状況の写真を添付)。

- (6) 参加者へのアンケート結果

3 委託業務収支精算書 別紙のとおり

